

災害に備えて 家具の転倒防止対策など 日ごろの備えを

3月11日に発生した東北関東大震災では、区内でも大きな揺れにより被害が発生しています。

いつ起こるか分からない災害に備え、生命と財産を守るため、家具類の転倒防止やガラスの飛散防止対策などを心掛けてください。家庭や事業所では、避難路の確認や防災用品の準備等、日ごろから災害に備えておきましょう。

【問合せ】危機管理課事業推進係（本庁舎4階）☎(5273) 3874へ。

区役所をかたる悪質な業者には十分ご注意ください

区では訪問販売は一切行っていません。区役所をかたる悪質な業者には十分ご注意ください。区のあっせん業者は事前に電話連絡の上、伺います。

◆防災用品のあっせん

家具転倒防止器具・ガラスの飛散防止フィルム・OA機器用耐震固定バンド・避難用持ち出し袋・簡易トイレ・防災頭巾等の防災用品をあっせんしています。

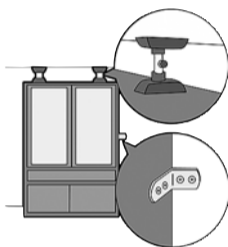
【対象】区内の一般家庭・事業所

【申込み】パンフレットと申込書は、危機管理課・防災センター（市谷仲之町2-42）・特別出張所で配布しています。24年3月31日(土)までに、申込書に記載のあっせん業者へ直接、お申し込みください。

※東北関東大震災の影響により、防災用品のお届けに時間をいただく場合があります。ご了承ください。

家具の固定

過去の震災では、家具などの転倒や置き物の落下で死傷者が出ています。被害を最小限にするために、日ごろから対策をしましょう。



▶L字金具等で壁や柱に固定する、▶突っ張り棒で天井に固定するなど、ご自宅にあった方法で固定しましょう。

ガラスの飛散防止

地震の衝撃でガラスが割れて飛散すると、けがをするだけでなく、迅速な避難の妨げとなります。



食器棚は、ガラス扉が割れて中の食器類が飛び出し、大変危険です。ガラス飛散防止フィルムを貼るなどの対策をしましょう。

消火器・消火器薬剤詰め替えのあっせん

【対象】区内の一般家庭・事業所

【消火器の種類と価格】表1・2のとおり。価格は配送料・税込み

【申込み】24年3月31日(土)までに、東和防災工業株☎(3200) 3254へ。業者が事前連絡の上、直接お届けします。

【支払い方法】品物と引き換えに、業者に直接お支払いください。

●古い消火器にご注意を

消火器本体の耐用年数は、一般的に製造から8年です(容器に表示)。耐用年数にかかわらず、傷・腐食・さび・変形に注意しましょう。

不用な消火器は一般ごみには出せません。処分は専門の業者へ依頼してください。あっせん業者では、購入本数分まで古い消火器を無料で処分します(処分済みの場合は1本につき1,000円)。

表1 消火器薬剤詰め替えあっせん価格

種類	形式	あっせん価格	
ABC粉末消火器	加圧式	3型	3,200円
		4型	4,200円
		6型	4,500円
		10型	5,000円
ABC粉末消火器	蓄圧式	3型	3,400円
		4型	4,600円
		6型	5,000円
		10型	5,600円
強化液消火器	蓄圧式	3ℓ型	5,000円
強化液消火器(中性)	蓄圧式	2ℓ型	4,800円
		3ℓ型	5,200円

表2 消火器あっせん価格

品名	ABC粉末4型(蓄圧式)	ABC粉末10型(蓄圧式)	強化液3ℓ型(中性)	強化液6ℓ型(中性)
薬剤量	1.5kg	3.5kg	3ℓ	6ℓ
総重量	約3.1kg	約6.0kg	約5.8kg	約11.8kg
全高	約41.5cm	約54.6cm	約55.0cm	約66.6cm
あっせん価格	6,200円	8,200円	9,200円	11,000円

※いずれも普通火災・油火災・電気火災に適用

住宅用火災警報器のあっせん

平成22年4月から、都内全ての住宅に設置が義務付けられています。

【対象】区内の一般家庭・事業所

【警報器の種類】煙式・熱式。いずれも音声警報タイプ

【価格(税込み)】1個につき3,675円(取り付けを依頼する場合は4,725円)

【申込み】24年3月31日(土)までに、下表のあっせん業者へ。

【支払い方法】品物と引き換えに、業者に直接お支払いください。

住宅用火災警報器あっせん業者

あっせん業者	所在地	電話番号
三興防災工業株	西新宿4-12-8	(3377)4331
昭和理化株	大久保2-2-18	(3209)4043
ダイワティーアイ防災	百人町3-10-7	(3362)0467
東京防災設備株	北新宿1-8-1、中島ビル	(3363)9761
東通工業株	西新宿7-3-9	(3365)2161
東和防災工業株	歌舞伎町2-17-7、松宝ビル	(3200)3254
株日東防火	新宿6-7-16、日東ハイブリッジ	(3354)6333
日東防災設備株	百人町1-14-10	(3362)3697
光防災工業株	北新宿4-18-2	(3371)1078

★講習会にご参加を

【日時】4月20日(水)・5月24日(火)いずれも午後2時～3時30分

【対象】18歳以上で区内でのボランティア活動が可能の方、各日35名

【内容】始めてみようボランティア活動(ボランティア活動の流れほか)

【会場・申込み】電話で区社会福祉協議会(高田馬場1-17-20)

☎(5273) 9191へ。先着順。

ボランティアのイメージ



ボランティア活動を通して地域でいきいきと暮らせるように応援し、高齢者に対する地域での支え合い活動を推進していきます。23年度から、参加できる方を、「65歳以上」から「18歳以上」に拡大しました。活動に応じて貯めたポイントは、換金か寄付ができます。

●対象になる活動

- ▼区内高齢者施設でのボランティア活動(配せん・話し相手・芸披露など。身体介護は対象外)
- ▼ちよこつと困りごと援助サービス協力員活動(電球交換等30分以内の日常生活支援)
- ▼地域見守り協力員活動(高齢者宅への訪問・見守り)

▼ぬくもりだより訪問配布活動(高齢者宅への情報紙配布と安否確認)

●区内高齢者施設でのボランティア活動の流れ

- ①講習会(左上記)に参加し、介護支援ボランティアとして登録
- ②施設と活動内容等を調整し、活動を開始(参加者と施設の調整は区社会福祉協議会が支援)
- ③活動時間に応じてポイントを取得(ボランティア手帳にスタンプを押印・活動1時間でスタンプ1個・1日2個まで)
- ④貯めたポイントの換金か寄付(スタンプ1個で1ポイント(100円)に換算。年間50ポイント(5千円)を限度)

【問合せ】区社会福祉協議会 ☎(5273) 9191へ。

18歳から参加できるようになりました 介護支援ボランティア・ポイント事業 参加者募集